

当初設計書		設計		精算	
起工番号：交(委)第17号 履行期間：220 日間 会計年度：令和 8 年度 単価世代：令和08年07月01日 公共 事業名：交通危険箇所重点整備事業 諸経費率：公共委託 令和07年10月 業務名：市道 A 6 号線交通事故対策検討・道路設計業務委託 設計部課名：都市建設部道路整備課 業務場所：久留米市 東櫛原町 地内					
設計概要	(当初設計)				
	(設計業務)				
	交通安全対策検討 L=850m				
	交差点詳細設計 N=1箇所				
	(測量業務)				
計測	基準点測量 N=18点				
	路線測量 L=0. 04km				
	交通量調査 N=1式				
	現地測量 A=0. 022km2				

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
設計業務	1	式				
直接原価	1	式				
直接原価(積上)	1	式				
打合せ	1	式				
打合せ(土木設計業務) 中間打合せ 7回	1	業務			委 7 号	
関係機関打合せ協議(土木設計業務)	1	機関・回			委 8 号	
対策検討	1	式				
設計計画	1	式			単 7 号	
現地踏査	1	式			単 8 号	
資料整理	1	式			単 9 号	
平面交差点詳細設計(予備設計なし)	1	箇所			委 9 号	
道路照明設計	1	箇所			単 10 号	

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
交通安全対策検討	1	式			単 11 号	
照査	1	式			単 12 号	
報告書作成	1	式			単 13 号	
直接経費	1	式				
旅費交通費(率計上分)	1	式				
電子成果品作成費(率計上分)	1	式				
直接原価計	1	式				
その他原価	1	式				
業務原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
設計業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				

業 務 委 託 料 内 訳 書

[illegible]

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
測量業務						
直接測量費	1	式				
直接測量費(積上)	1	式				
基準点測量	1	式				
4 級基準点測量 伐採なし 永久標識設置なし 都市近郊・平地	18	点			委 1 号	
現地測量	1	式				
現地測量 S=1/500 作業量0.022km ² 都市近郊・平地	1	式			委 2 号	
路線測量	1	式				
中心線測量(路線測量) 都市近郊・平地 3000台以上/12時間	0.04	km			委 3 号	
仮BM設置測量(路線測量) 都市近郊・平地 3000台以上/12時間	0.04	km			委 4 号	
縦断測量(路線測量) 往復 都市近郊・平地 3000台以上/12時間	0.04	km			委 5 号	
横断測量(路線測量) 都市近郊・平地 3000台以上/12時間	0.04	km			委 6 号	

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
交通量調査	1	式				
調査準備	1	箇所			単 1 号	
ピーク時交通量調査	1	箇所			単 2 号	
渋滞長調査及び信号現示	1	箇所			単 3 号	
集計整理	1	式			単 4 号	
照査	1	式			単 5 号	
報告書作成	1	式			単 6 号	
直接経費	1	式				
電子成果品作成費(率計上分)	1	式				
直接測量費計	1	式				
測量諸経費	1	式				
業務価格	1	式				

業 務 委 託 料 内 訳 書

[illegible]

業務委託一般仕様書

令和8年7月

久留米市

第1章 総 則

1.1 適用

- (1) 業務委託一般仕様書は久留米市の発注する設計、測量、地質等調査、物件等調査などの業務委託に適用する。
- (2) 業務の履行に当たっては、本一般仕様書によるほか、「福岡県県土整備部 令和7年10月 設計業務等共通仕様書・測量業務共通仕様書・地質調査業務共通仕様書」及びその他関係法令等に準拠する。

1.2 法令等の遵守

受注者は、実務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.3 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.4 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.5 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。なお、受注者は、河川管理者協議や、所轄警察署に道路使用許可を取るなど、業務遂行上必要な手続きを確実に行わなければならない。

1.6 賠償責任

本業務中に発生した現場における諸事故に対する責任は、受注者が負い、そのことによる他人に与えた損害などは、すべて受注者の責任において処理することとする。

1.7 再委託

受注者は業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を再委託することはできない。なお、協力者は、福岡県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合などを問わず、公共機関の指名停止期間中であってはならない。

1.8 許可申請

受注者は、業務に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅延なく行わなければならない。

1.9 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

- | | | |
|-----------|---------|---------------|
| (1) 着手届 | (2) 工程表 | (3) 管理技術者届 |
| (4) 職務分担表 | (5) 完了届 | (6) 業務委託料請求書等 |

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 業務計画書（作業計画書）

業務計画書は、省略するものとする。ただし、受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に業務計画書（作業計画書）を作成し、監督職員に提出しなければならない。業務計画書に記載する事項は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 業務工程 | (2) 業務組織計画 |
| (3) 連絡体制（緊急時含む） | (4) その他、監督職員が必要と認めたもの |

1.11 業務工程管理

受注者は、業務工程に変更を生じた場合には、速やかに変更業務工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果物の検査

- (1) 受注者は、業務完了時に市の成果物検査を受けなければならない。
- (2) 成果物の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.14 引渡し

成果物の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、市の検査職員の検査をもって、業務の完了とする。

1.15 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.16 土地の立ち入り

本業務を実施するにあたり第三者の土地に立入る場合は、予め身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。また、その関係者と緊密な連絡を取るなどして業務の円滑な遂行を期さなければならない。

1.17 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.18 調査・設計業務カルテの作成登録

受注者は、契約金額が 100 万円（完了時）以上の業務については、契約締結後、及び内容に変更が生じた都度、業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、「調査・設計業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受け上で、(財)日本建設情報総合センターに登録申請し、受領の写しを監督職員に提出しなければならない。

1.19 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、市、受注者協議の上、これを定める。

1.20 設計図書の変更等に関する事項

設計図書の変更等については、設計業務等委託契約書第 18 条から第 26 条及び共通仕様書等に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計業務等変更ガイドライン（2021（令和 3）年 4 月）久留米市」によることとする。

1.21 ワンデーレスポンス

本業務は、ワンデーレスポンスの対象であるため、「ワンデーレスポンス実施要領（久留米市）」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むこと。

1.22 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「ウィークリースタンス実施要領（久留米市）」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むこと。

第2章 暴力団排除に関する事項

- 2.1 受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

第3章 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

- 3.1 受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
 - (2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

第4章 障害者差別の解消に関する事項

- 4.1 受注者は、業務の実施に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

第5章 契約に関する事項

- 5.1 余裕期間
- (1) 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から220日間であるが、業務着手前の余裕期間10日間を含んでいる。
 - (2) 余裕期間内は、原則として着手しないものとするが、監督職員との協議により着手することもできる。この場合において着手とは、管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。
 - (3) 調査・設計業務カルテ登録は、余裕期間終了日までに行うこと。ただし、余裕期間内に着手する場合はその前日までに行うこと。
- 5.2 着手届
- (1) 着手届は、余裕期間経過後7日以内に提出すること。ただし、余裕期間内に着手する場合には、その前日まで提出すること。
 - (2) 工程表は、着手届と合わせて提出すること。
 - (3) 工程表には、余裕期間を表示すること。

市道 A 6 号線交通事故対策検討・道路設計業務委託
特記仕様書

令和 8 年 7 月

久留米市

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本業務委託（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す業務対象範囲の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 適用範囲

本特記仕様書は、「市道A6号線交通事故対策検討・道路設計業務委託」に適用するものとする。

1.3 業務内容

(1) 名 称	市道A6号線交通事故対策検討・道路設計業務委託		
(2) 位 置	久留米市 東櫛原町 地内（別紙位置図のとおり）		
(3) 設計条件項目	設計業務	交通安全対策検討	L=850m
		交差点詳細設計	N=1箇所
	測量業務	基準点測量	N=18点
		路線測量	L=0.04km
		交通量調査	N=1式
		現地測量	A=0.022km ²

1.4 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、業務履行にあたり、技術士（道路）、またはこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはシビルコンサルティングマネージャー（道路）（以下「RC CM」という。）の登録を受けているものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進歩を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.5 照査技術者

照査技術者は、業務履行にあたり、技術士（道路）、またはこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRC CM（道路）の登録を受けているものでなければならない。
なお、本業務において照査技術者は管理技術者を兼務できないものとする。

第2章 調 査・測 量

2.1 資料の収集

業務上必要な資料については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢・土地利用・排水区界・道路状況・水路状況等、現地を十分に把握しなければならない。

2.3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、上水道・下水道・ガス・電気・電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2.4 公私道調査

道路・水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

2.5 測量 ※必要に応じて記入

- (1) 本業務の測量作業の内容は業務委託料内訳表のとおりとする。
- (2) 各種測量については、十分熟練した技術者がこれを行いマンホール位置等の測量については往復測量を行う。地形測量の精度は、プロット誤差が図上で 0.2mm 以内でなければならない。
- (3) 取付道路等がある場合は、取付区間の測量も必要に応じ行うものとする。
- (4) 中心線測量及び横断測量における測点間隔は 20m とする。
- (5) 測点は必要に応じ変化点を設けるものとする。
- (6) 横断測量の幅は 45m 未満とする。
- (7) 縦断測量、横断測量の縮尺については監督職員と協議のうえ決定する。
- (8) 官民境界の図面と現地確認を行い、測量図に境界を明示すること。

2.6 交通量調査

- (1) 単路部上下方向における断面交通量を人手観測にて車種別、上下方向別に観測する。調査時間は、午前及び午後のピーク時間帯にそれぞれ 3 時間実施するものとする。
(協議によりビデオカメラ等による機械観測も可能とするが、設計変更の対象としない)
- (2) 観測自動車分類は小型車（普通車、小型貨物車）、大型車（バス、普通貨物車）の 2 車種分類とする。
- (3) 調査時期は月曜日、金曜日および祝祭日前後の日、その他通常と異なる交通状況が予想される日を除く。調査日等の詳細については別途調査職員と協議を行うこと。

第 3 章 設計一般

3.1 打ち合わせ

- (1) 業務の実施にあたって、受注者は監督職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打ち合わせの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時、成果品納品時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と市は打ち合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 設計基準等

設計に当っては、市の指定する図書及び本仕様書第 7 章－参考または準拠すべき図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について市と協議の上、定めるものとする。

3.3 製図方法等

- (1) 図面の大きさは A 1 判とする。
- (2) 記入用語は主として日本語を用い、記入寸法はアラビア数字を用いる。

3.4 設計上の疑義

設計上疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、これらの解決に当らなければならない。

3.5 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.6 事業計画図書の確認

受注者は、第 2 章－調査の各項の調査等とあわせて、対象区域にかかる事業計画書の確認をしなければならない。

3.7 参考図書の貸与

市は、業務に必要な計画図書、その他の資料を所定の手続きによって貸与する。

3.8 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則

4.1 設計図の作成

主要な設計図は、第6章に示すものとし、図面完成時には、監督職員の承認を受けなければならない。

4.2 各種計算

構造計算・仮設計算等の計算に当っては、監督職員と十分打ち合わせの上、計算方法を確認して行わなければならない。

4.3 数量計算

数量計算は工種別に行うものとし、工事発注に適應できるものにななければならない。

4.4 報告書

報告書は、当該設計にかかる取りまとめの概要書を作成するものとする。

4.5 交差点詳細設計

交通量関係の資料をもとに、交差点東西について右折レーンの延長や左折レーンの新設を行うことを目的とし以下の項目について交差点詳細設計を行うものとする。

(1) 設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し業務計画書を作成するものとする。

(2) 現地踏査

設計図書に基づいた設計範囲における現道状況、用排水路及び系統、沿道状況の把握等について確認を行うものとする。

(3) 平面・縦断設計

交差点形状について平面交差点付近の線形（視距、曲線半径、縦断線形等）など、主に幾何構造上について検討を行うものとする。

(4) 横断設計

横断設計について、20m 毎を標準として道路設計条件によって、標準部、右・左折部、変則車線部の設計を行うものとする。

(5) 交差点容量・路面表示

交差点容量について、設計図書に基づき与えられた交通量（時間別・方向別）に対し、最適現示及び飽和度を計算する。また路面表示については変速車線部、右・左折部の矢印、横断歩道、停止線、車両の軌跡等の検討を行うものとする。

(6) 小構造物設計

原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m以下または延長 100m 以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅 3m以下または延長 30m未満）、階段工（高さ 3m未満）等を設計するものとする（照明施設は除く）。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

(7) 設計図

交差点改良工事に必要な設計図を作成するものとする。

- (8) 数量計算
交差点改良工事に必要な数量計算書を作成するものとする。
 - (9) 関係機関協議資料作成
関係機関（警察、国土交通省等）との協議に必要な書類を作成するものとする。
- 4.6 道路照明検討
- 交差点改良事業に伴う道路照明移設の検討であり、交差点詳細設計の結果に基づき道路照明を検討するものとする。
- (1) 現地踏査
設計図書に基づいた設計範囲における道路照明灯について確認を行うものとする。
 - (2) 設計計画
業務の目的・主旨を把握したうえで、業務内容を確認し、業務計画書を作成するものとする。
 - (3) 設計条件の確認
 - ・設計条件の確認は、特記仕様書に示す事項および貸与資料を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件および設計上の基本的条件について確認を行うものとする。
 - ・照明柱は、新設することを基本とし、設計には道路照明柱の新設及び照明の照度分布検討も含むものとする。なお、道路照明柱には歩行者用信号も共架されているため、歩行者用信号の移設についても検討の対象とする。
 - (4) 設計図
照明柱移設計画に基づき、設計図を作成するものとする。
 - (5) 数量計算
照明柱移設計画に基づき、数量計算書を作成するものとする。
 - (6) 関係機関協議資料作成
関係機関（警察、国土交通省等）との協議に必要な書類を作成するものとする。
- 4.7 交通安全対策検討
- 交通安全対策施設整備の検討
- ・設計範囲の交通事故の発生状況を踏まえて、事故の減少に効果が見込まれる交通安全対策の整備を検討する。
 - ・交通の整流化を図るため取付道路の形状変更や閉鎖の検討が必要となった場合は、発注に必要な設計検討や関係機関協議に必要な資料の作成を実施する。
 - ・交通量調査結果および現況状況から付加車線の検討が必要となった場合は、計画の立案と関係機関協議に必要な資料の作成を実施する。

第5章 照 査

- 5.1 照査の目的
- 受注者は業務を遂行する上で技術資料等の諸情報を活用し、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。
- 5.2 照査の実施
- 照査においては成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等においてそれぞれ及び相互（設計図・設計計算書間、設計図・数量計算書間）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下「赤黄チェック」という）を実施すること。
- なお、赤黄チェックの資料は監督職員より請求があった場合は速やかに提示すること。
- 5.3 照査事項
- 受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。
- (1) 基本条件の確認内容について

- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書、流量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

第6章 提出図書

6.1 提出書類

提出書類は、詳細については監督職員と協議し、提出しなければならない。

提出書類として、

(1) 設計図

縮小版製本A4版2部とする。

図書名	縮 尺
① 位置図	1/10,000～1/30,000
② 平面図	1/250～1/500
③ 縦断図	縦 1/100 横 1/300～1/500
④ 横断図	1/50～1/100
⑤ 構造図	1/10～1/100
⑥ 仮設図	1/10～1/100
⑦ その他監督職員が求めるもの	

(2) 報告書（設計、構造、数量等）

バインダー形式A4版2部とする。

(3) データ

電子成果品2部（報告書・その他資料：1枚、図面：1枚）

【ファイル形式】

報告書：PDF、Word、Excel

図 面：PDF、DWG、DXF、SFC すべて書き込むこと。

- (4) 各種管理者への提出書類については、監督職員と協議し提出するものとする。
- (5) その他資料（打ち合わせ議事録、地下埋設物調査資料、設計根拠資料等、監督職員と協議し必要と認められるもの）を1部作成し、データも含め提出する。
- (6) 現地踏査の記録として、写真台帳（撮影位置図を含む）を作成し、データも含め提出する。
- (7) 報告書作成に際し、出来る限り市販の表計算ソフトを利用し、電子データも同時に提出すること。なお使用するソフトと電子媒体については監督職員と協議すること。

第7章 参考または準拠すべき図書

7.1 準拠図書

業務は、下記に掲げる図書に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督職員の承認を受けなければならない。

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (2) 道路土工要綱（ 〃 ）
- (3) 道路土工－擁壁工指針（ 〃 ）
- (4) 道路土工－盛土工指針（ 〃 ）
- (5) 道路土工－仮設構造物工指針（ 〃 ）
- (6) 舗装の構造に関する技術基準・同解説（ 〃 ）
- (7) 舗装設計施工指針（ 〃 ）
- (8) 舗装施工便覧（ 〃 ）
- (9) 舗装設計便覧（ 〃 ）

- (10) 防護柵の設置基準・同解説 (〃)
- (11) コンクリート標準示方書 (土木学会)
- (12) 土木工事設計要領第Ⅰ編共通編 (九州地方整備局)
- (13) 土木工事設計要領第Ⅲ編道路編 (〃)
- (14) その他、指針、便覧、要綱等

位置図

